

関係事業主様

北海道労働局長登録教習機関
登録番号 北労衛教第11号
(公社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部
(岩見沢労働基準協会内)

(新)酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習のご案内

(平成31年度から新たに、酸欠と硫化水素を統合した講習を実施することになりました)

規定に基づき、酸素欠乏危険作業場所においては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければなりません。(労働安全衛生法14条、安衛令第6条 21号)

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

主な酸欠危険作業場所→マンホール、ピット、トンネル、穀物の倉庫、サイロ、醤油や酒等のタンク、し尿やパルプ液のタンクなど(次頁の酸素欠乏危険作業場所参照)

1 講習日時(3日間)・科目

(講習時間15時間30分+修了試験3時間)

実施日(曜日)	時間	科目(講習内容)	時間数
2019年 5月8日(水)	9:00~17:00 (休憩時間含)	酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止	4時間
		関係法令	2時間30分
2019年 5月9日(木)	9:00~16:50 (休憩時間含)	保護具に関する知識	2時間
		酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識	3時間
		学科修了試験	1時間
2019年 5月10日(金)	9:00~16:00 (休憩時間含)	実技:救急そ生の方法(免除あり)	2時間
		実技:酸素及び硫化水素の濃度の測定方法	2時間
		実技修了試験	2時間

※学科及び実技の修了試験を行ない、合格者には後日修了証を郵送いたします。

2 受講資格

特になし

3 科目免除者

下記のいずれかに該当すれば、科目免除になります。(講習料は免除なしと同じ)

1. 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者
2. 平成10年3月31日までに日本赤十字社の行った救急法一般講習Ⅱを修了して合格証を受けた者
3. 平成6年12月31日までに日本赤十字社が行った救急法の講習を修了して救急員適認証を受けた者

4 講習会場

駅東市民広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)

5 講習料

20,960円(消費税込み)

内訳:受講料18,800円、テキスト代2,160円

※使用テキスト:酸素欠乏危険作業主任者テキスト(中災防発行)

6 受付開始及び定員

順次受け付け ただし定員40名に達し次第締め切ります。

7 申込み要領

受講申込書に、講習料、写真2枚等を添えて、協会窓口を持参または現金書留でお申し込み下さい。(※振込み希望の場合は、ご連絡下さい)

8 申込みに必要なもの

(1)写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)

(2)科目免除者は、認定証などのコピー



9 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

10 注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。

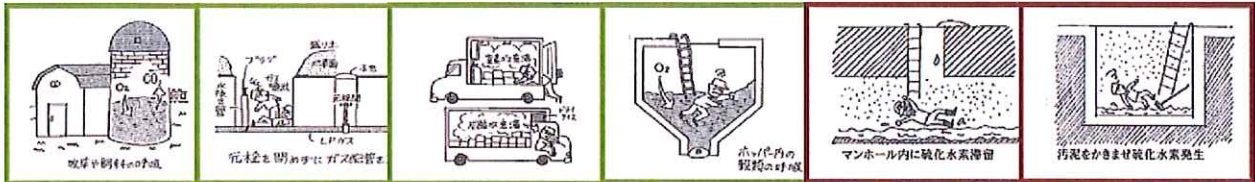
11 その他

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。
助成金申請は、講習後2か月以内に支給申請書等を北海道労働局宛に提出する必要があります。詳細は、北海道労働局職業安定部職業対策課(電話011-738-1043)または、ハローワーク旭川(0166-51-0176・32#)にお問合せ下さい。

※H30.10.1以降の講習から、計画届の提出が不要になりました。

今後、申請に必要な実施証明等は(公社)北海道労働基準協会連合会(011-747-6141)で行います。

申込み・
問合せ先
〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階
岩見沢労働基準協会内
公益社団法人北海道労働基準協会連合会岩見沢支部
TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770



【酸素欠乏危険作業場所】(安衛令・別表第六)

- 一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等(井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函(かん)、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。)の内部(次号に掲げる場所を除く。)
 - イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧(ゆう)水がなく、又は少ない部分
 - ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層
 - ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層
 - ニ 炭酸水を湧(ゆう)出しており、又は湧(ゆう)出するおそれのある地層
 - ホ 腐泥層
- 二 長期間使用されていない井戸等の内部
- 三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を收容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 三の二 雨水、河川の流水又は湧(ゆう)水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部
- 三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット(以下この号において「熱交換器等」という。)又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部
- 四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設(その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。)の内部
- 五 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チツブ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部
- 六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
- 七 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部
- 八 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部
- 九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部
- 十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナの内部
- 十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部
- 十二 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

酸素欠乏症は、致死率が高く非常に危険です！